



# 広報 ふつ市

2月 '81 No.227





昨年12月の定例市議会で、昭和54年度の一般会計と特別会計の決算が認定されました。総決算額は130億0,605万円になりました。

決算とは、市民のみなさんに納めていただいた税金などがいくらで、その税金などをどのように使ったかをお知らせするものです。

決算内容についてくわしいことは、昭和54年度福生市決算書（市役所、公民館及び公民館各分館、市民会館、中央図書館及び図書館各分館、教育委員会などにおいてあります）に載っていますので、ここでは決算書の中から、一般会計の大きな動きをお知らせします

市 税		
市民税	14億1,193万円	48.8%
固定資産税	9億3,364万円	32.3%
都市計画税	2億9,579万円	10.2%
市たばこ消費税	1億6,557万円	5.7%
その他	8,614万円	3.0%
合 計	28億9,307万円	100%

歳入で最も多かったのは市税の二十八億九千三百七十七万円で、歳入総額の三〇・四パーセントを占めています。これは前年度比一四・三パーセント増、金額にして三億六千七百七十七万円増えました。つづいて国庫支出金の十九億二千三十三万円で、前年度比二四・三パーセント増です。以下地方交付税の十二億九千八百三十四万円、国有提供施設等所在市町村助成交付金等十億四千七百三十五万円などです。

### 市 歳入のトップは 税

昭和五十四年度に一般会計に入ってきたお金（歳入）は、九十五億百九十九万円です。使ったお金（歳出）は、九十三億二千六百五十八万円でした。その結果繰越額は一億七千四百六十一万円です。

一億七千四百六十二万円を

繰り越す

### 歳出のトップは 教育費

歳出で最も多かったのは教育費の二十五億九千八百四十四万円で、歳出総額の二六・九パーセントを占めています。これは前年度比二二・四パーセント増、金額にして四億五千九百三十万円の増でした。

これらの増加は、中央図書館建設費の七億八千四百五十五万円（内訳は中央図書館新築工事（第二期）五億六千三百四十五万円など）が支出されたことが主な原因です。その外、小学校費に四億六千八百七十七万円、中学校費に二億二千四百七十七万円、学習等共用施設建築費一億九千九百六十八万円などがあります。

### 土 木 費 に 十 九 億 円

教育費に次いで歳出の大きかったのは、土木費の十九億六千六十三万円で、歳出総額の二一・〇パーセントを占めています。これは前年度比三〇・一パーセント増で、金額にして四億五千三百六十二万円の増でした。

土木費の中で主なものは、西住宅地区周辺排水工事に伴う排水路実施設計委託料二千三百十万円、排水路（開削部）その一・その二工事七千九百三十

三万円、排水路(シールド部)その一  
工事一億四千七十三万円、排水路(推  
進・開削部)その三工事一億四千三百  
三十万円などです。

民生費に  
十八億円

民生費は、十八億九百九万円で、歳  
出総額の一・四パーセントを占めて  
います。これは前年度比一六・六パー  
セント増で、金額にして二億五千七百  
六十七万円の増でした。

主なものは老人保護措置費委託料四  
千五百一十万円、児童手当・児童育成手  
当七千九百九十八万円、身体障害者福  
祉手当二千三百九十九万円、重度身体障  
害者福祉手当五百三十一万円、保育所  
児童措置委託料四億一千二百八十三万  
円、医療扶助費二億一千二百二十五万  
円などです。

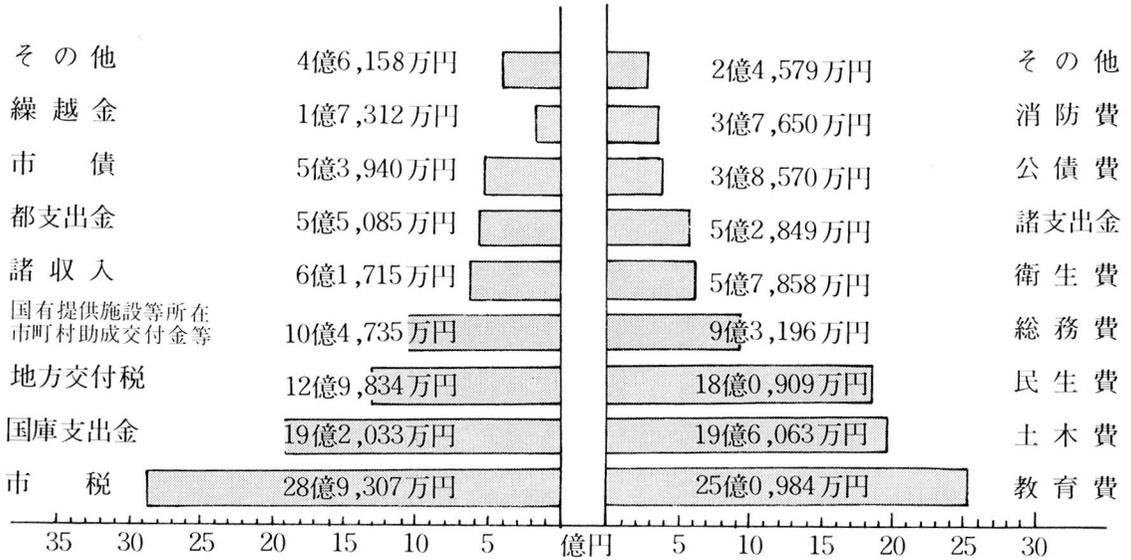
市民一人当りの  
決算額

一般会計の決算額を市民一人当たり  
で見ますと、歳入が十九万五千二百八  
十八円で、歳出が十九万一千七百一十  
円です。  
また、市税の納税負担額は、一人当  
り五万九千四百六十五円となりました。

昭和54年度一般会計歳入歳出決算額

歳入95億0,119万円

歳出93億2,658万円



区分	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
国民健康保険会計	10億0,717万円	9億1,596万円	9,121万円
福生土地区画整理 事業会計	2億2,878万円	2億2,002万円	876万円
下水道事業会計	22億5,638万円	21億2,989万円	1億2,649万円
受託水道事業会計	4億1,360万円	4億1,360万円	—
合計	39億0,593万円	36億7,947万円	2億2,646万円

特別会計の四会計は、それぞれ順調  
に運営されました。内訳は次の表のと  
おりです。

特別会計

# 速報



高水 求 収入役

大正14年10月18日生まれ(55歳)

## 収入役に

### 高水 求氏が選任

一月三十一日付けで任期満了となられた橋本孝蔵氏の後任に、高水 求氏が二月一日付けで福生市収入役に選任されました。高水氏は、昭和二十一年八月に福生町役場に就職、以後産業課長、土木課長、税務課長、教育課長、総務課長、企画財政課長、秘書職員課長、水道事務所長、参事・監査委員事務局長事務取扱(部長相当職)などを歴任された市役所の実務のベテランで、福生市収入役として今後のご活躍が期待されます。

また、橋本孝蔵氏は、昭和四十四年二月一日から昭和五十六年一月三十一日の三期、十二年間の長い間収入役という大役をつとめられました。  
“ 本当にご苦労さまでした。 ”

## 青梅税務署

### 確定申告出張受付

青梅税務署から担当官が出張して受け付けます。ぜひ、この機会をご利用ください。

日時 二月二十七日(金) 午前九時

三十分～午後二時三十分

場所 福生市商工会館

※なお、当日は必ず税務署から送られた確定申告書をお持ちください。

## 所得税確定申告

### 無料相談

東京税理士会青梅支部では、小規模事業者のみならず方のご便宜を図るため、所得税の確定申告について次のとおり無料相談所を開き、ご相談に応じますので、お気軽にご利用ください。

なお、確定申告書の受付もいたします。

日時 三月九日(月)～十三日(金)

午前九時～午後四時

場所 福生市商工会館

## にせ税理士に

### 注意!!

例年、確定申告時期になりますと、にせ税理士が横行します。

税務代理、申告書の作成、税務相談を税理士に依頼される方は、資格を有する税理士に依頼しましょう。

## 所得税、市・都民税の

### 申告はお早めに

所得税、市・都民税の申告期限は、三月十六日(月)までですが、三月十日ごろから税務署や市役所の申告受付窓口は大変混み合い、長い時間お待ちせしたり、申告に必要な書類をそろえる時間の余裕がなくなったりすることもありますので、申告はできるだけ早くにお願いします。



人権擁護委員  
田村 良夫 氏

## 法務大臣から人権擁護委員に

### 田村良夫氏が

### 委嘱されました

不当な迫害などで人権をおかされ困っているなど、人権問題に関する相談を受けてくださる人権擁護委員に田村良夫氏(福生八八一☎51-0820)が一月十五日付けで法務大臣から委嘱されました。なお田村氏は二期目で、今後、三年間人権擁護委員として市民のみならずの人権を守るため活躍していただきます。

# お願いします

## 心身障害者(児)

### 実態調査について

福生市社会福祉協議会では、国際障害者年にあたり、市内の心身に障害をお持ちの方々に関する実態調査を次のとおり実施することになりました。

この調査は障害者(児)の方々のくらしの状況や、今後の福祉対策を押しすすめてゆくための基礎資料にしたいと考えております。

調査は、三月中旬を目標にお近くの民生委員さんが各ご家庭を訪問いたしますので、お答えにくいこともあるかと思いますが、調査に際し個人の秘密は厳守いたしますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

実施主体 福生市社会福祉協議会

調査対象者 市内の身体障害者手帳・愛の手帳所持者。

調査期間 二月下旬から三月中旬

調査方法 調査員による個別面接調査  
または調査対象者および保護者に

よる記入。

調査員 福生市民生(児童)委員

※この調査についての疑問点、不明な点は、調査を直接担当します民生委員さんまたは福生市社会福祉協議会(福祉会館内 ☎52-2121)へお問い合わせください。

手続きはお早めに!

各種の福祉手当を支給しています。

心身に障害があり、からだのご不自由な方や、こうした家庭の子供さん等が健康で明るい生活を送っていただけるよう国や都及び市から各種の福祉手当を支給しています。

該当されている方は福祉事務所窓口でお早めに手続きをして下さい。各種手当は一覧表のとおりです。

ただし、手当によって所得制限がありますのでくわしくは福祉事務所厚生係(☎51-1511内線323・324)へ。

心身障害(児)児童各種手当一覧表

施設 施入所	制限		支給 月	月 額	対 象	者	各 種 手 当 名
	年 令	併 給 所得					
あり	なし	あり	あり	4・8・12月	九二五〇円	心身に重度の障害のある人の除く	福祉手当
あり	20才以上	あり	なし	4・8・12月	◎A身障・精薄 ◎B四五〇〇円 ◎C三〇〇〇円	◎A心身に重度の障害のある人 ◎B進行性筋萎縮症 ◎C身障3級	心身障害者福祉手当
あり	なし	なし	なし	毎月	二八〇〇円	◎A重度の精神障害 ◎B著しい精神障害を有する人	重度心身障害者(児)手当
あり	20才未満	あり	あり	4・8・12月	◎A三三八〇円 ◎B二二五〇円	◎A重度障害児 ◎B身障1級2級 ◎C愛の手帳3度	特別児童扶養手当
あり	18才未満 障害者児童の場合20才未満	あり	あり	4・8・12月	◎A二九三〇円 ◎B一四三〇円 ◎C一人増すと加算	◎A父が死亡している ◎B父が法令に拘禁されている ◎C父が重度の障害を有する	児童扶養手当
なし	前義務教育終了	なし	あり	2・6・10月	五五〇〇円	◎A父又は母が死亡している ◎B父又は母が一年以上拘禁されている ◎C父又は母が一年以上死亡している	児童育成手当
なし	20才未満	なし	あり	2・6・10月	七五〇〇円	◎A心身に重度の障害のある児童 ◎B進行性筋萎縮症	障害手当
なし	18才未満	なし	あり	2・6・10月	五〇〇〇円 保護者の市民保護者の市民 税所得割が非課税の場合 六五〇〇円	外国人登録された18才未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の児童のうち義務教育終了前の児童	特別手当
なし	18才未満	なし	あり	2・6・10月	五〇〇〇円 保護者の市民保護者の市民 税所得割が非課税の場合 六五〇〇円	18才未満の児童を3人以上扶養している方で、その3人目以降の児童のうち義務教育終了前の児童	児童手当
あり	65才以上	なし	なし	4・8・12月	一二五〇円	常時ねたきり以上の状態が6ヶ月以上の老人	老人福祉手当

国民健康保険だより

診療の際、保険証を  
持参していただけますか

国保（国民健康保険）でお医者さんにかかるときは、保険証を持参して診療を受けるのが原則です。保険証を持参しないで診療を受けると全額自費となり、たし、次のようなやむを得ないと市が認めた場合はあとで領収書（診療報酬請求明細書）によって払いもどしを受けることができます。

たとえば急病で国保を扱っていない病院へ入院したようなとき、また旅先で急病にかかり保険証を持っていないかのようなときは、保険扱いにはなりません。こういふときは、全額自費になります。市が緊急やむを得なかつたと認めた場合、あとで払いもどしを受けられます。払いもどされる額は、国保で診療を受けた場合を基準としてその七割です。

なお、長期の旅行、あるいは修学のため他の市町村に住むというような場合には、一世帯に一枚の保険証では間にあいません。こういふ場合、その被保険者のため、特にもう一枚の保険証の交付を受けることができます。

くわしくは、保険年金課係（☎51-1511内線312・313）へご相談ください。

国民年金だより

4月から  
国民年金の保険料額が  
変わります

国民年金は加入者が歳をとったり、障害者となったり、母子世帯になった場合には年金を支給して、生活の安定を図ることを目的としています。

このため、支払う年金額も物価の変動に対し値うちが下がらないよう物価にスライドすることはもちろん給付水準の見直しを行なっています。昨年もこの措置により、年金額が引き上げられています。

一方、年金給付の財源は、みなさんが拠出する保険料の積立金と、国庫金などによって賄われていますので、国民年金の財政を健全に保つためには、年金給付の引き上げに伴い保険料の額も引き上げていかなければなりません。このような事情から、保険料の額が四月から一か月四千五百円に改定されます。

なお、付加保険料は変わりません。  
国民年金の保険料は

所得から控除されます

今年も二月十六日から所得税の確定申告の受付が始まりますが、あなたが昭和五十五年中に納めた国民年金の保険料は、配偶者や家族の分も含めて全

額が、社会保険料控除として差し引かれ課税の対象にはなりません。

所得税の確定申告の際は、証明書や領収書の添付は必要ありませんので、あなたが支払った保険料を忘れずに申告しましょう。

なお、サラリーマンの奥さんなどはご主人の年末調整で、すでに申告済みの方は確定申告する必要はありません。

年金についてのご相談、お問い合わせは保険年金課係（☎51-1511内線314・315）へ。

図書館だより

登録者数について

昨年四月にオープンして十二月までに図書館全館の登録者は、一万一千七百七十三人で市民の二四・一％（四人に一人）の人が図書館を利用しています。まだご利用されていない方は、とにかく一度散歩がてらお気軽にいらしてみませんか。お待ちしております。

特別整理期間

“休館のお知らせ”

中央図書館、わかざり・わかたけ分館、および郷土資料室では、図書、雑誌、目録等の整理、郷土資料室の整理、消毒等を行うため三月三日（火）から十七日（火）までの二週間休館いたします。ご迷惑をおかけしますがよろしくご協力をお願いいたします。

なお、二月十八日（水）より三月二

日（月）までは図書の貸出冊数を特に制限しないで貸出します。期間中、わかざり・わかたけ会館の会議室はご利用できません。  
また、三月十八日（水）から平常どおり開館し、十九日は第三木曜日ですが開館いたします。



▲きみもほくも  
あなたもわたしも  
消防少年団員!!

“福生消防少年団員募集”

福生消防少年団では、少年少女に団体生活の規律をおして知識と技術を身につかせ社会奉仕の精神と防火防災思想の普及を図ることを目的とした昭和五十六年度の新入団員を募集します。

募集人員 福生隊、羽村隊、瑞穂隊い

ずれも男女若干名

資格 福生市、羽村町、瑞穂町に住

住の小学校四、五年生の男女

募集期間 三月一日から十五日まで

申込方法 所定の申込用紙で福生消防

署または各出張所へ申し込んで下さ

い。（用紙は福生消防署または各出

張所に用意してあります）

お問い合わせは、福生消防少年団指導

委員会事務局（☎52-0119）へ。



# お知らせ

ご覧ください

## 固定資産課税台帳

3月2日～23日

土地、家屋、償却資産の所有者にかかる固定資産税は、毎年一月一日現在で課税されますが、昭和五十六年度ではどのように評価され、税金計算の基礎となる額(課税標準額)がいくらになっているのかを事前に知っていたいため、今年も、次のように固定資産課税台帳の縦覧が行われます。

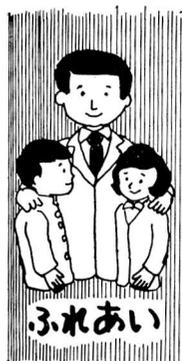
期間 三月二日(月)～三月二十三日(月) ※ただし、土曜日の午後(日曜日、祭日は除きます)

時間 午前八時三十分～午後五時

場所 税務課資産税係(市役所二階)

ご注意 所有者以外の方が、ご覧になる場合は、所有者の委任状が必要になります。

## 青少年問題講座



### 『非行を考える』

日時 二月二十七日(金)～三月二十

七日(金) 毎週金曜日 全五回

午後七時三十分～九時三十分

テーマ 「いま非行の実態は」「荒れる中学生」「いま高校生は」「子どもと人権」「非行をのりこえるため

に」の全五回の講座。

講師 望月一宏氏(日黒十中校長)、佐野健吾氏・浅川道雄氏(東京家庭裁判所調査官) 外。

場所 公民館

※お申し込み・お問い合わせは、教育委員会社会教育課社会教育係(☎5215511)へ。

## 表紙は語る



赤鬼、青鬼、黄鬼かわいいお面をつけた園児たち、節分の日に先きだち、二月二日に杉の子保育園で恒例の豆まきが行われました。園児たちが楽しく歌をうたっていると突然現われた黒鬼三匹、「ウォー」と園児たちに襲いかかります。泣きわめく子、鬼に向かって行く元気な子。そこに登場正義の味方園長先生、悪い黒鬼に「鬼は外、福は内」と豆をぶつけると鬼もたまらず退散、めでたしめでたしでした。

## 3月1日午前8時に

### サイレンが鳴ります

福生市消防団では、春の全国火災予防運動の一環として三月一日(日)に加美平北公園で、火災防犯訓練を行います。当日、午前八時にサイレンが鳴りますが、火災とまちがえないでください。

## 私立幼稚園児の

### 保護者に補助金

該当する方 福生市にお住まいで、私立幼稚園に通っている園児(三歳児～五歳児)の保護者で、園児の保育料を納付されている方。

補助額(月額) 三歳児一千元 四歳児一千八百円 五歳児一千三百円

今回の支給は後期(十月～三月)分です。

申請期限 三月五日(木)まで

申請先 市内の幼稚園に通っている方は、各園でまとめます。市外の幼稚園に通っている方は、直接、総務部庶務職員課庶務係(☎511511内線242・243)へ。

## トレーニング教室

運動不足や、体力不足を感じている方、気軽に参加してみませんか。

期間 二月二十三日(月)～三月二十

日(金) 毎週月・金曜日

全八回

時間 午後七時～九時

対象 一般

場所 福生市民体育館

## 初心者

### 硬式テニス教室

日時 三月一日(日)～三月二十九日

(日) 毎週日曜日 全五回

午前九時三十分～正午

場所 福生第一中学校テニスコート

定員 先着三〇人

申込先 二月二十五日(水) 午前八時

三十分から午後五時まで。市民

体育館内社会体育係(☎5215511)へ。

※電話受付もいたします。

松林ホームシアター・白梅親子映画会

### 『サミーは小さな大選手』

ちびっこサミーがマラソン大会で、大活躍する楽しい物語です。

日時・場所

松林会館 二月二十一日(土)

午後二時～三時三十分

白梅会館 二月二十二日(日)

午前十時～午後二時

※各館とも入場無料

お問い合わせは、松林会館(☎5213624)・白梅会館(☎531345

4)へ。